

## いわき市建設工事に係る総合評価委員設置要綱

### (目的)

第1条 いわき市が発注する建設工事の請負契約において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を行う場合において、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、いわき市総合評価委員（以下「委員」という。）を置く。

### (委員の委嘱)

第2条 委員は、公共工事の品質確保に関する学識経験等を有し、見識に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は委嘱をした年度の年度末までとし、再任を妨げない。

### (委員の任務)

第3条 委員は、次に掲げる事項について、いわき市建設業者選定委員会設置要綱（昭和44年4月1日制定）第1条に規定するいわき市建設業者選定委員会（以下「委員会」という。）に対して意見を述べることができる。なお、委員は委員会から得た入札契約等に関する情報については、秘密の保持をしなければならない。

(1) 評価項目・評価基準について

(2) 落札者の決定について

### (意見の聴取方法)

第4条 委員会は、次のいずれかの方式により委員から意見を聴取するものとする。

(1) 会議方式

委員会委員長が招集し、複数委員の集合のもとで対象案件等を説明し、委員から意見を聴取する。なお、会議は2名以上の委員の出席で成立するものとする。

(2) 個別方式

委員会委員長は、2名以上の委員の招集が困難な場合には、個別に2名以上の委員から意見聴取を行う。

### (委員の報酬等)

第5条 委員の報酬等に関しては、別に定めるものとする。

### (委嘱事務)

第6条 委員の委嘱等に関する事務は、契約課が行う。

### 附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。